

婚姻届の書き方

兵庫県洲本市役所
市民生活部市民課
五色総合事務所窓口サービス課

届出に必要なもの

- ・婚姻届書 1通
- ・印鑑（夫、妻それぞれ旧姓のもの）
- ・戸籍謄本 各1通（本籍地に届出する場合は不要です。）

※未成年者の婚姻の場合は、その父母の同意書

（届書の「その他」欄に同意の旨を記載していただいても結構です。）

※外国の方との婚姻についての必要書類はお問い合わせください。

届出のできる場所

- ・夫または妻となる人の本籍地
- ・夫または妻となる人の住民登録地
- ・夫または妻の所在地

婚姻届の記入

<氏名・生年月日>

婚姻前の氏名を書いてください。

生年月日は和暦で書いてください。

<住所>

婚姻届と同時に住所変更をする場合は、届書には新しい住所と世帯主氏名を書いてください。

住所を変えるには、住所変更の届も必要です。（参照「住所変更について」）

<婚姻後の夫婦の氏、新しい本籍>

婚姻後どちらの氏を名のるか、婚姻によりどこに新しい本籍をつくるのかを決めてから届出をしてください。氏を名のった方が、これからの戸籍の筆頭者となります。ただし、名のる氏の人（氏を変えない人）がすでに戸籍の筆頭者になっているときは、婚姻による新しい戸籍はつくれません。

<届出人の署名押印>

署名は必ず本人が自署してください。

印鑑は、必ず朱肉を使う印鑑を使用してください。

<証人>

婚姻の事実を知っている成年者2名（親族も可）の署名と押印が必要です。同じ氏の人証人になるときは、それぞれ異なった印鑑（朱肉を使う印鑑）を使用してください。

届出の際の本人確認

窓口に届出に来られた方の本人確認をさせていただきます。免許証またはパスポート等、官公署発行の顔写真付き証明書をお持ちの方はご持参ください。これらにより本人確認ができなかった場合は、ご本人に対して通知をさせていただきます。

住所変更について

婚姻届出をしても住所は変わりません。婚姻届出に際して、同時に住所等を変更される方は、届書には新しい住所と世帯主氏名を記入して、次の届も併せて提出してください。

◇市外から引っ越してきたとき→**転入届**（旧住所地からの転出証明書が必要です）

◇市内で引っ越しをしたとき →**転居届**

※市外へ引っ越しされる場合は、転出の届出をしていただきますが、婚姻届書には引っ越し前の住所を書いてください。

その他

- ・届書の氏名、本籍等は略さずに、戸籍のとおり楷書ではっきり書いてください。
- ・届書は黒インクか、または黒のボールペンで書いてください。
- ・連絡先の電話番号もご記入ください。
- ・枠外にある訂正印(捨て印)の欄にも、届出人及び証人の印鑑を押してください。
- ・婚姻により氏が変わったり住所変更をする方で、国民健康保険や国民年金に加入している場合は、国民健康保険証、国民年金手帳も併せてお持ちください。
- ・旧姓の印鑑で印鑑登録をしている方は、氏が変わると印鑑登録が抹消されます。名だけの印鑑で登録している場合は、そのまま使用できます。

平日の夜間や、土曜・日曜・祝日など時間外に届出される場合は、宿直室でお預かりしますが、事前に市民課（洲本庁舎）、市民生活課（五色庁舎）及び由良支所で「届書の確認」をお願いします。

また、書類上不備があるときは再度来庁をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ

洲本市役所

市民生活部市民課（洲本庁舎） TEL 0799（22）7926 内線 1104

五色総合事務所窓口サービス課（五色庁舎） TEL 0799（33）0160 内線 253

※ 裏面に届書の書き方の見本があります。